

都市型公設事務所 果たしてきた役割と果たすべき役割



第1回 東京パブリック法律事務所

弁護士法人東京パブリック法律事務所 谷 真人 (42 期)

東京には現在4つの都市型公設事務所（東京、北千住、渋谷、多摩）と1つの支所（東京パブリックの三田支所）があり、それぞれ特色のある活動をしているが、都市型公設事務所が果たしている役割については意外と知られていない点がある。そこで、今回から連続で、各事務所の果たしてきた役割とその未来について報告したい。第1回は東京パブリック法律事務所（東パブ）から報告する。

1 東パブの果たしてきた役割

東パブは、12年前に池袋に設立された当初から、「地域の市民の駆け込み寺」という役割を果たすことを目指していた。2013年の数字で言えば、三田支所を含めて年間1294件の事務所相談を行い、その他併設している法律相談センターの相談を339件、法テラス池袋の相談の一部も行ってきた。受任事件のうち法律扶助を利用するケースが57%を占めている。飛び込み歓迎の姿勢で、地域住民の事件を数多く取り扱っており、高齢者・障がい者等、事務所に来ることのできない方に対する出張相談も積極的に行っている。その結果、「地域の市民の法的駆け込み寺」の役割は十分に果たしていると考えている。

一方、取扱事件には困難な事件や切実な事件も多い。急を要する事件や、証拠が少なく立証が難しい事件、内容が複雑で錯綜した事件や、うまく事情を表現できない依頼者から、時間をかけて事情を聴き取る必要がある事件もある。精神的あるいは経済的な困難を抱える方の案件も少なからずあり、更に相手方のみならず依頼者からも攻撃的な対応をされるというケースもある。このように公設事務所が取り扱う事件には、多大の時間と労力や、待ったなしの対応を要するものが多く、いわゆる採算割れの事件も少なくない。

しかし、このような困難の中、事件が解決したり

したときには、格別の充実感・達成感がある。日々、本所20人、三田支所8人の所員とともに喜びを分かち合い、苦労や困難を笑い飛ばして業務を行っており、地域には不可欠の存在となっている。

また、設立当初から目標とした地域の諸機関との連携も進んでおり、区（豊島・北・板橋・練馬）の各課（高齢者・障がい者、生活産業課等）、社会福祉協議会、地域包括、商店街連合会、他士業等との連携が深まっている。隣接士業と行う「事業とくらしの無料相談会」も設立以来継続しており、現在は年5回行っている。このような関係各機関との深いつながりや、所内の弁護士、社会福祉士等の力を合わせ、案件の総合的な解決をはかる「司法ソーシャルワーク」の実現を目指して日々努めている。

2 東パブの果たすべき役割(未来)

「パブ」から「ハブ」へ

都市にも法的サービスに対する需要と供給のミスマッチは存在しており、都市型公設事務所は、今後その地域の法的なサービスの情報集約・発信という機能を果たすべきだと考えている。

東パブは、これまで地域で培ってきた関係各機関との連携や、地元密着の活動から、地域のニーズに関する情報を集約し、それを地域の他の弁護士をはじめ、適切な社会資源につなげていく機能を果たすことができるのではないかと考えている。たとえば成年後見の分野で、区などの機関が行うケース会議に当初から参加してケース分析を関係機関と共に行い、虐待などがからむ困難案件や、そうではない一般案件等を振り分けて、ケース毎に適所での処理につなげていく等の活動は、東パブの得意とする分野と思われる。東パブは、今後訴訟代理や、相談業務を越えた、社会的なニーズへの総合的な対応を整理する、いわば「ハブ」的な機能を果たすべきだと考えている。